

令和 3 年 2 月 定例会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(令 和 3 年 3 月 1 日)

福 祉 保 健 部

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況												
3 年ー 2 号 (3. 2.22)	福祉保健	国立病院の機能強化を求める意見書の提出について 全日本国立医療労働組合 鳥取医療センター支部	【現 状】 1 本県には、独立行政法人国立病院機構に属する 2 つの国立病院が存在し、地域医療において中心的役割を担っている。 ＜各病院の概要＞ <table><tr><td>施設名</td><td>独立行政法人国立病院機構 鳥取医療センター</td><td>独立行政法人国立病院機構 米子医療センター</td></tr><tr><td>所在地</td><td>鳥取県鳥取市三津 876</td><td>鳥取県米子市車尾 4-17-1</td></tr><tr><td>病床数</td><td>499 床(一般 304 床、精神 195 床)</td><td>270 床(一般 270 床)</td></tr><tr><td>従事者数(※) (常勤のみ)</td><td>383 人 (うち医師 20 名、看護師 286 人)</td><td>322 人 (うち医師 35 人、看護師 243 人)</td></tr></table> ※厚生労働省病床機能報告 (R1. 7. 1 時点) 2 新型コロナウイルス感染症の対応について、県においては、令和 2 年 7 月に病床確保計画を策定し、感染症指定医療機関や入院協力医療機関と連携・調整しながら、新型コロナウイルス患者の受入病床の確保及び入院治療に取り組んでいる。 ＜新型コロナウイルス患者専用病床の確保状況等＞ ・コロナ専用病床数(最大確保病床数) 317 床 ・累計入院患者数 (2 月 25 日現在) 208 人 【県の取組状況】 1 県では、将来に向けた地域医療提供体制の充実と確保を図るため、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、病床の機能分化・連携や、急性期医療の充実に関する設備整備、在宅医療の推進などの医療機関の取組に対する支援を行っているところである。 2 また、新型コロナウイルス感染症による影響を受ける医療機関を支援するため、空床確保単価や診療報酬の引き上げ、院内感染対策設備への支援、院内感染等に伴う休業補償制度の創設、物品の確保・支給など、国及び県において様々な支援を実施しているところである。 3 地域医療提供体制の充実に必要な地域医療介護総合確保基金等の財源確保など、公立・公的病院等に対する支援について、全国知事会のほか県独自でも国に対して要望しているところであり、新型コロナウイルス感染症による医療機関の影響なども踏まえながら、引き続き必要な支援充実について要望していく。	施設名	独立行政法人国立病院機構 鳥取医療センター	独立行政法人国立病院機構 米子医療センター	所在地	鳥取県鳥取市三津 876	鳥取県米子市車尾 4-17-1	病床数	499 床(一般 304 床、精神 195 床)	270 床(一般 270 床)	従事者数(※) (常勤のみ)	383 人 (うち医師 20 名、看護師 286 人)	322 人 (うち医師 35 人、看護師 243 人)
施設名	独立行政法人国立病院機構 鳥取医療センター	独立行政法人国立病院機構 米子医療センター													
所在地	鳥取県鳥取市三津 876	鳥取県米子市車尾 4-17-1													
病床数	499 床(一般 304 床、精神 195 床)	270 床(一般 270 床)													
従事者数(※) (常勤のみ)	383 人 (うち医師 20 名、看護師 286 人)	322 人 (うち医師 35 人、看護師 243 人)													

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
3 年ー 3 号 (3. 2. 22)	福祉保健	新型コロナウイルスの拡散防止に係る政府の基礎的対処方針について、政府内における遵守徹底を求める意見書の提出について (個人)	【現 状】 ○ 政府は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を強化するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）の創設などを含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、令和3年2月3日に成立した。 ○ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」についても、2月2日に改定し、以下の取組の継続・徹底を求めた。 <緊急事態宣言の対象区域における取組の徹底> ①飲食店に対する20時までの営業時間短縮要請（働きかけの強化、業種別ガイドライン遵守の徹底） ②テレワークによる出勤者数7割削減 ③不要不急の外出・移動等の自粛 ④イベントの開催制限（収容率1/2かつ5,000人以下） <宣言対象区域から除外された都道府県の取組> ①飲食店に対する営業時間短縮要請は当面継続（営業時間、対象地域は知事が判断） ②出勤者数7割削減の目標は当面継続、その後段階的に緩和 ③外出自粛は当面継続、その後段階的に緩和 ④イベントの開催制限は段階的に緩和 ○ 一方で、国会議員による緊急事態宣言下における深夜に及ぶ会食等も指摘され、菅首相も「あってはならないこと」と陳謝している。 【県の取組状況】 ○ 緊急事態宣言の期間延長・区域変更を受け、令和3年2月3日の鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、以下の対応を決定している。 ・緊急事態宣言対象地域との往来は、平日・休日を問わず可能な限り控える。（受験等必要があるものを除く。） ・県庁内及び職員個々の感染対策の徹底（検温、三密の回避、鳥取型オフィスシステムの徹底、県外出張の制限、テレワーク・テレビ会議の推奨など） ・緊急事態宣言対象地域等からの参加が見込まれる県主催イベントの原則延期・中止（リモート・オンラインによる開催等の工夫）